

介護・技能実習生の受け入れに関するパブリックコメントの募集

6月21日に厚生労働大臣から介護に携わる技能実習生の受け入れに関する[告示案](#)*¹が公表されるとともに、7月20日期限でパブリックコメントが募集され、日本語教育関係者からの意見も期待されています。

★「[介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準等（案）に関する御意見募集（パブリックコメント）について](#)」

日本語教育に関係ある部分の主な論点は以下のとおりです。

- ・実習生の日本語能力（第1号＝1年目、第2号＝2年目）の認定方法は適切と考えられるか。
- ・入国後講習の内容（総時間数、内訳など）は適切と考えられるか。
- ・日本語講習を担当する者の資格要件は適切と考えられるか。
- ・技能実習計画作成の指導に当たる監理団体スタッフに日本語教育の経験や知見は必要ないか。

介護職種に携わる技能実習生が有意義な研修を受け、利用者が質の高い介護サービスを楽しむことができるような制度を整備するために、日本語教育関係者の専門的な知見が貢献できる余地があります。

日本語教育界の知見を厚労省の行政に生かすため、上記リンクからぜひコメントをお寄せください。

期限は7月20日（木）です。

以下、このパブリックコメントの意義を説明します。

日本語教育学会は、2015年4月6日に厚生労働大臣に「[技能実習生としての外国人介護人材受け入れにおける日本語要件と日本語教育に関わる要望書](#)」を提出し、(1)受け入れ時の日本語要件を慎重に検討すること、(2)実習開始後の日本語能力の向上を公的な枠組みで担保すること、(3)日本語教育の専門的な知見を制度設計に活かすことを求めました。

学会はその後数か月にわたり厚労省の担当部署と情報と意見の交換の場を持ったほか、2016年10月から11月に国会で技能実習制度による介護人材受け入れを法的に担保する法案が審議された際には、介護分野の日本語教育関係者も国会議員に働きかけました。

そうした努力の甲斐もあってか、2016年11月28日、上記法律が参議院で成立した際、介護という重要な対人サービスに実習生が携わることを考慮し、適切な日本語レベルを担保するための枠組みを国が整備することを求める文面が[付帯決議](#)の十条に盛り込まれました。

今回のパブリックコメントでは、そうした立法府の意思に配慮する形で厚生労働省がまとめた具体的な制度設計案の内容について、意見が求められているのです。

奮ってコメントの書き込みをお願いします！

*1：告示とは、国会で決まった法律を運用する際に必要になる具体的な制度設計の中身を大臣が規定する規則で、法律に準ずる効力があります。今回公表されたものは告示案なので、寄せられた意見次第で修正される可能性があります。